

件名	愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
主管課	消防防災安全課
根拠法令等	道路交通法の一部を改正する法律（平成25年6月14日公布、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日ほか施行）

【改正の概要】

道路交通法の一部改正により、軽車両の通行することができる路側帯について、道路の左側部分に設けられた路側帯に限定されることに伴う規定整備

○第2条第1項の改正

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 路側帯 法第2条第1項第3号の4に規定する路側帯をいう。

(7)～(8) 省略

(6)～(7)

削除

○第5条第4項第2号の改正

4 前3項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。

(1) 省略

(2) 自転車に乗車して歩道又は路側帯を通行するときは、車道の左側に設置されている歩道又は路側帯を通行すること。

(3) 省略

削除

施行日

道路交通法の一部を改正する法律の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

【その他参考事項】

○ 道路交通法の一部を改正する法律の概要（自転車利用者対策関係）

①自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

②自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等の規定の整備

③自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備



(軽車両の路側帯通行)

第17条の2 軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

(改正後) 道路の左側部分に設けられた路側帯

○ 用語（道路交通法）

①路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた带状の道路の部分で、道路標示によって区画されたもの

②軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であって、身体障害者用の車椅子、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの